

世田谷区自転車条例施行規則

昭和 59 年 3 月 31 日規則第 13 号

改正

昭和 62 年 10 月 30 日規則第 71 号

中略

令和 2 年 3 月 4 日規則第 18 号

世田谷区自転車条例施行規則

題名改正〔平成 7 年規則 43 号・9 年 73 号〕

（趣旨）

第 1 条 この規則は、世田谷区自転車条例（昭和 59 年 3 月世田谷区条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 2 年規則 8 号・7 年 43 号・9 年 73 号〕

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（地域における自転車等の駐車対策の推進）

第 3 条 区長は、条例第 3 条第 3 項の規定に基づき、必要に応じて次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 地域の区民等による自転車等の駐車対策に関する協議会等（以下「地域協議会等」という。）の設置

(2) 地域協議会等への区民及び関係機関の参加

(3) 地域協議会等による自転車等の駐車対策に関する啓発活動の支援

追加〔平成 7 年規則 43 号〕

（自転車等駐車対策協議会の組織）

第 4 条 条例第 10 条に規定する世田谷区自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 区民 9 人以内

(2) 自転車等の駐車対策について知識又は経験を有すると認められる者 4 人以内

(3) 警察署、消防署、道路管理を行う官公署等自転車等の駐車対策について関係を有する機関の職員 4 人以内

(4) 鉄道事業者の社員 3 人以内

一部改正〔平成 3 年規則 67 号・5 年 30 号・7 年 43 号・12 年 111 号・15 年 85 号〕

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成 7 年規則 43 号〕

（会議）

第 6 条 協議会は、会長が召集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成7年規則43号〕

（委員でない者の出席）

第7条 協議会は、特に必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

一部改正〔平成7年規則43号〕

（最寄りの駅の改札口からの距離）

第8条 条例第13条第1項第1号に規定する規則で定める距離は、別表第1左欄に掲げる世田谷区立自転車等駐車場（以下「区立自転車等駐車場」という。）の最寄りの駅につき、それぞれ同表右欄に掲げる距離とする。

一部改正〔平成7年規則43号・14年4号・47号〕

（区立自転車等駐車場の休場日）

第9条 条例第16条に規定する使用期間の単位のうち日ぎめ使用（以下「日ぎめ使用」という。）の場合及び地下等に設置されている区立自転車等駐車場で防犯上支障があるものについては、次に掲げる日は休場日とする。

（1） 1月1日から同月3日まで

（2） 12月29日から同月31日まで

一部改正〔平成7年規則43号・14年47号〕

（定期使用の際の使用申請）

第10条 条例第14条第1項に規定する申請は、条例第16条に規定する使用期間の単位のうち定期使用（以下「定期使用」という。）にあつては、自転車等駐車場使用申請書により行わなければならない。

一部改正〔平成7年規則43号・16年83号・20年34号〕

（定期使用の際の使用承認）

第11条 指定管理者は、前条の申請に対する承認の際に、当該申請に係る区立自転車等駐車場が収容できる自転車等の台数並びに申請をした者が自転車等を利用する距離及び利用できる他の交通機関の有無を考慮することができる。

2 指定管理者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）から区立自転車等駐車場の定期使用の申請があつた場合は、優先して定期使用を承認することができる。

3 指定管理者は、区立自転車等駐車場の定期使用を承認することに決定したときは、自転車等駐車場使用承認通知書により申請をした者に通知する。

4 指定管理者は、区立自転車等駐車場の定期使用を不承認とすることに決定したときは、その旨及びその理由を記載した書面により申請をした者に通知する。

一部改正〔平成元年規則62号・4年85号・9年73号・14年47号・69号・16年83号・20年34号〕

（使用者カード等の交付）

第12条 指定管理者は、区立自転車等駐車場の定期使用の承認を受けた者（以下「定期使用者」という。）に対し、使用者カード、定期駐車券及び定期駐車用ステッカー（料金納付機が設置されていない区立自転車等駐車場にあつては、定期駐車用ステッカー）を交付するものとする。

2 使用者カード及び定期駐車券の交付を受けた定期使用者は、区立自転車等駐車場の使用に当たっては、使用者カード及び定期駐車券を携帯しなければならない。

3 定期使用者は、定期駐車用ステッカーを自転車等の後部の見やすい所に貼り付けなければならない。

全部改正〔平成9年規則73号〕、一部改正〔平成16年規則83号・20年34号・令和2年18号〕

（定期使用の更新手続）

第13条 定期使用者は、使用を承認された期間（以下「使用期間」という。）満了後も引き続き区立自転車等駐車をしようとするときは、使用期間満了の日までに、更新手続を行わなければならない。

2 前項の更新手続は、料金納付機が設置されている区立自転車等駐車場にあつては使用者カードを提示し、及び条例第24条に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を納付する方法により、料金納付機が設置されていない区立自転車等駐車場にあつては指定管理者が定期駐車用ステッカーを確認し、及び定期使用者が利用料金を納付する方法により行うものとする。

3 前項の場合において、指定管理者は、必要と認める書類の提示を求めることができる。

追加〔平成7年規則43号〕、一部改正〔平成9年規則73号・16年83号・20年34号・令和2年18号〕

（使用者カード等の再交付）

第14条 定期使用者は、使用者カード、定期駐車券又は定期駐車用ステッカーを紛失し、又は損傷したときは、使用者カード等再交付申請書を指定管理者に提出して再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成7年規則43号・9年73号・16年83号・20年34号・令和2年18号〕

（住所等の変更届）

第15条 定期使用者は、住所、氏名、電話番号又は自転車等を変更したときは、住所等変更届を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、自転車等の変更にあつては定期駐車用ステッカーの再交付を受け、第12条第3項に規定するところに準じ、貼り付けなければならない。

一部改正〔平成元年規則62号・7年43号・9年73号・16年83号・20年34号・令和2年18号〕

（定期使用の中止）

第16条 定期使用者は、使用を中止するときは、自転車等駐車場使用取消届を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の届には、料金納付機が設置されている区立自転車等駐車場に係るものにあつては、使用者カードを添付しなければならない。

一部改正〔平成5年規則30号・7年43号・9年73号・16年83号・20年34号〕

（日ぎめ使用の際の使用申請等）

第17条 条例第14条第1項に規定する申請は、日ぎめ使用にあつては、使用日当日に利用料金を納付する方法又は条例第25条に規定する回数券（以下「回数券」という。）を1枚提示する方法により行うこととし、承認は、日ぎめ駐車券を交付し、又は当該回数券に日付印を押す方法により行うこととする。ただし、磁気式日ぎめ駐車券交付機を設置している区立自転車等駐車場の日ぎめ使用の申請及び承認については、この限りでない。

一部改正〔平成元年規則62号・2年29号・7年43号・9年73号・16年83号〕

（日ぎめ使用の単位）

第18条 区立自転車等駐車場の日ぎめ使用の単位は、暦日使用することをもって1回とする。

全部改正〔平成2年規則29号〕、一部改正〔平成14年規則47号〕

（時間ぎめ使用の際の使用申請等）

第18条の2 条例第14条第1項に規定する申請は、時間ぎめ使用にあつては、その使用に係る装置に自転車等を固定する方法又は自転車等駐車場に入場する際に駐車券の交付を請求する方法により行うこととし、当該装置の作動又は当該駐車券の交付をもって当該使用の承認があったものとする。

全部改正〔平成20年規則34号〕

（使用者カードの提示等）

第 19 条 定期使用者は、指定管理者から使用者カード又は定期駐車券の提示を求められたときは、当該使用者カード又は定期駐車券を提示しなければならない。

2 第 17 条の承認を受けた者(同条ただし書に規定する区立自転車等駐車場の日ぎめ使用の承認を受けた者を除く。)は、日ぎめ駐車券又は回数券を自転車等のハンドルの部分に取り付けておかなければならない。

一部改正〔平成元年規則 62 号・2 年 29 号・7 年 43 号・9 年 73 号・16 年 83 号・20 年 34 号・令和 2 年 18 号〕

(指定管理者の公募の方法)

第 20 条 条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する公募は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる区立自転車等駐車場の名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う業務の内容
- (3) 指定管理者に管理を行わせる期間
- (4) 指定管理者の候補者を選定する基準
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

全部改正〔平成 16 年規則 83 号〕

(指定申請書の提出)

第 21 条 条例第 23 条の 2 第 2 項の規定により指定管理者の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行うことを希望する区立自転車等駐車場の名称
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第 23 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 事業の経歴及び概要を示す書類
- (3) 財務状況及び経営状況に関する書類
- (4) 区立自転車等駐車場の管理の業務に係る収支計画書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

全部改正〔平成 16 年規則 83 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 91 号〕

(選定委員会)

第 21 条の 2 条例第 23 条の 2 第 3 項の規定による審査を行うため、世田谷区立自転車等駐車場指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

追加〔平成 16 年規則 83 号〕

(指定の通知等)

第 21 条の 3 区長は、条例第 23 条の 2 第 4 項の規定により指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を記載した指定通知書により、指定管理者に通知する。

- (1) 指定管理者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行わせる区立自転車等駐車場の名称及び位置
- (3) 指定の期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、条例第 23 条の 2 第 2 項の規定により指定管理者の指定の申請をした者(以下「申請者」と

いう。)について、同条第3項の規定による選定をしなかったとき、又は同条第4項の規定による指定をしなかったときは、申請者にその旨を通知する。

追加〔平成16年規則83号〕

(指定管理者の指定の公告)

第21条の4 条例第23条の2第5項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として管理を行わせる区立自転車等駐車場の名称
- (2) 指定管理者の名称及び事務所の所在地
- (3) 指定の期間

追加〔平成16年規則83号〕

(管理に関する協定)

第21条の5 区長と指定管理者とは、区立自転車等駐車場の管理に関し必要な協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、条例第23条の3から第26条までに規定するもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 区立自転車等駐車場の管理の業務及び管理の業務に係る収支の報告に関する事項
- (2) 区立自転車等駐車場の管理の業務の調査及び検査に関する事項
- (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

追加〔平成16年規則83号〕

(利用料金の一部の区への納付)

第21条の6 条例第24条第5項の規定により区長が指定管理者に納付させることができる利用料金の額は、指定管理者が納付を受けた利用料金の総額から、区立自転車等駐車場の管理に要する費用の合計額を控除した額に区長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する区立自転車等駐車場の管理に要する費用は、次のとおりとする。

- (1) 区立自転車等駐車場の運営に要する費用
- (2) 区立自転車等駐車場の運営に係る職員の雇用に要する費用
- (3) 区立自転車等駐車場の施設及び附帯設備の維持管理に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた費用

追加〔平成16年規則83号〕

(利用料金の還付)

第22条 条例第26条の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 第16条の規定により定期使用の中止の届出が使用期間前にあったとき。 全額
- (2) 第16条の規定により定期使用の中止の届出があった場合で次に掲げるとき。

ア 当該届出があった日の翌日において、残存する使用期間が1月以上2月未満のとき。 1月分の利用料金に相当する額

イ 当該届出があった日の翌日において、残存する使用期間が2月以上3月未満のとき。 2月分の利用料金に相当する額

ウ 当該届出があった日の翌日において、残存する使用期間が3月以上4月未満のとき。 3月分の利用料金に相当する額

エ 当該届出があった日の翌日において、残存する使用期間が4月以上5月未満のとき。 4月分の利用料金に相当する額

オ 当該届出があった日の翌日において、残存する使用期間が5月以上6月未満のとき。 5月分の利用料金に相当する額

追加〔平成5年規則30号〕、一部改正〔平成7年規則43号・9年73号・16年83号・20年34号〕
(自動二輪車の使用の特例)

第22条の2 条例第26条の2第1項の規則で定める区立自転車等駐車場の名称及び区分は、別表第2に定めるとおりとする。

2 第8条から前条までの規定は、自動二輪車による区立自転車等駐車場の使用について準用する。

追加〔令和2年規則18号〕

(使用申請等の様式)

第22条の3 第10条から第17条まで、第19条、第22条及び前条の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が別に定める。

追加〔平成16年規則83号〕、一部改正〔令和2年規則18号〕

(新築施設における自転車等駐車場の設置場所)

第23条 条例第28条第1項の規則で定める場所は、当該施設の入口から概ね50メートル以内で、自転車等の利用者が利用しやすい場所とする。

一部改正〔平成7年規則43号・14年47号〕

(誘導員の設置)

第23条の2 区長は、条例第28条第2項に規定する誘導員の設置については、店舗等の営業形態、自転車等駐車場の設置場所等を考慮するものとする。

2 区長は、特定の曜日又は時間を指定して、前項の誘導員を設置させることができる。

追加〔平成14年規則47号〕

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第23条の3 条例第33条第2項に規定する自転車等駐車場の構造及び設備は、次のとおりとする。

(1) 自転車等駐車場内の通路の幅は、1.5メートル以上とすること。

(2) 平置式(効率的に駐車することができる装置を用いるものを除く。)の自転車等駐車場においては、1台ごとの枠を表示すること。

(3) 前号の自転車等駐車場の1台当たりの駐車部分の面積は、1.2平方メートル以上で、幅は0.45メートル以上、奥行きは2メートル以上とし、通路との交差角を45度以上とすること。

追加〔平成14年規則47号〕

(自転車等駐車場の設置の届出等)

第24条 条例第34条第1項に規定する届出は、大規模店舗等自転車等駐車場設置(変更)届出書(第10号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施設の位置図

(2) 配置図

(3) 施設の各階平面図

(4) 自転車等駐車場平面図

(5) 自転車等駐車場構造図

3 条例第34条第2項に規定する届出は、大規模店舗等自転車等駐車場設置(変更)工事完了届(第10号の2様式)に自転車等駐車場のしゅん工写真を添付することにより行わなければならない。

一部改正〔平成7年規則43号・14年47号〕

(措置命令書)

第 25 条 条例第 36 条の 2 第 2 項に規定する措置命令書は、措置命令書(第 11 号様式)によるものとする。

全部改正〔平成 14 年規則 47 号〕

(自転車等放置禁止区域標識等の設置)

第 26 条 区長は、条例第 37 条第 1 項の規定により自転車等放置禁止区域を指定したときは、当該自転車等放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識、立看板その他当該区域が自転車等放置禁止区域であることを十分に周知するために必要なものを設置するものとする。

一部改正〔平成 7 年規則 43 号・令和 2 年 18 号〕

(撤去の方法)

第 27 条 区長は、条例第 22 条第 1 項、第 38 条若しくは第 39 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により撤去しようとする自転車等又は条例第 26 条の 2 第 2 項において準用する条例第 22 条第 1 項の規定により撤去しようとする自動二輪車(以下「撤去対象自転車等」という。)を撤去するに当たり、撤去対象自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーン等により結び付けられている場合において、当該チェーン等を切断しなければ当該撤去対象自転車等を撤去することができないときは、当該チェーン等を切断の上撤去することができる。この場合において、切断したチェーン等の賠償の責めは負わないものとする。

追加〔平成 4 年規則 85 号〕、一部改正〔平成 7 年規則 43 号・9 年 73 号・令和 2 年 18 号〕

(放置自転車等整理誘導員の委嘱)

第 28 条 条例第 40 条に規定する放置自転車等整理誘導員(以下「整理誘導員」という。)は、区長が区民等の中から選任し、委嘱するものとする。この場合において、委嘱する整理誘導員に対し、委嘱状及び放置自転車等整理誘導員証(第 13 号様式)等を交付するものとする。

2 整理誘導員は、放置自転車等整理誘導員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

追加〔平成 7 年規則 43 号〕、一部改正〔平成 14 年規則 47 号〕

(保管の公示方法)

第 29 条 条例第 41 条第 1 項の規定による公示は、撤去自転車等を保管している場所に、当該撤去自転車等を保管している旨その他の事項を提示することにより行うものとする。

追加〔平成 7 年規則 43 号〕

(返還通知)

第 30 条 条例第 41 条第 3 項の規定により撤去自転車等を引き取らせる場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 返還の場所、時間及び期限
- (2) 撤去自転車等の防犯登録番号又は標識番号
- (3) 前 2 号のほか、区長が必要と認めた事項

一部改正〔平成 7 年規則 43 号・9 年 73 号〕

(返還申請書)

第 31 条 撤去自転車等を引き取ろうとする者は、引き取ろうとする際、返還申請書(第 14 号様式)を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成 7 年規則 43 号〕

(費用の徴収)

第 32 条 条例第 42 条第 1 項の規則で定める額は、別表第 3 に定めるとおりとする。

一部改正〔平成 7 年規則 43 号・9 年 73 号・14 年 4 号・69 号・16 年 83 号・令和 2 年 18 号〕

(学校)

第 33 条 条例別表第 2 に規定する規則で定める学校は、大学、高等学校、中学校、小学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校とする。

全部改正〔平成 9 年規則 73 号〕、一部改正〔平成 14 年規則 69 号・令和 2 年 18 号〕

(委任)

第 34 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

追加〔平成 7 年規則 43 号〕

付 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条から第 24 条までの規定は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 62 年 10 月 30 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成元年 8 月 22 日規則第 62 号)

この規則は、平成元年 8 月 24 日から施行する。

付 則 (平成 2 年 3 月 31 日規則第 29 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 3 年 3 月 30 日規則第 22 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 3 年 9 月 21 日規則第 67 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 31 日規則第 31 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 7 月 31 日規則第 85 号)

この規則は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 6 月 1 日規則第 43 号)

1 この規則は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第 2 の規定は、平成 5 年 9 月 1 日以後の引取りに係る撤去自転車等の撤去及び保管に要した費用について適用し、同日前の引取りに係る撤去自転車等の撤去及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 6 年 6 月 30 日規則第 83 号)

1 この規則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区自転車等放置防止条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成 7 年 3 月 31 日規則第 43 号)

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の見出しの改正規定、第 23 条の改正規定(「第 30 条」を「第 34 条」に改める部分を除く。)、第 24 条の改正規定(「第 32 条」を「第 36 条」に改める部分を除く。)、第 10 号様式の改正規定(「大規模店舗等自転車駐車場設置(変更)届出書」

を「大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）届出書」に改める部分及び「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改める部分に限る。）及び第 11 号様式の改正規定（「自転車駐車場付置義務措置勧告書」を「自転車等駐車場付置義務措置勧告書」に改める部分に限る。）は、同年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区自転車等放置防止条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 73 号）

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に納付された平成 9 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料及び世田谷区立自転車等駐車場の利用に係る料金の還付については、この規則による改正前の第 22 条及び第 9 号の 2 様式の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 1 号様式、第 4 号様式の(1)、第 5 号様式の(1)、第 6 号様式及び第 7 号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成 12 年 6 月 26 日規則第 111 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 47 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 21 日規則第 69 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区自転車条例施行規則の規定は、平成 14 年 9 月 1 日以後の使用に係る世田谷区立自転車等駐車場の利用に係る料金について適用する。

附 則（平成 14 年 10 月 1 日規則第 84 号）

この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 13 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 24 日規則第 85 号）

この規則は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 31 日規則第 116 号）

この規則は、平成 15 年 11 月 4 日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 9 日規則第 126 号）

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 12 日規則第 8 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 9 日規則第 83 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、世田谷区自転車条例の一部を改正する条例（平成 16 年 12 月世田谷区条例第 50 号）附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされた世田谷区立自転車等駐車場（以下「区立自転車等駐車場」という。）の当該区立自転車等駐車場に係る指定管理者（世田谷区自転車条例（昭和 59 年 3 月世田谷区条例第 14 号）第 13 条第 2 項に規定する指定管理者をいう。）の指定がされるまで

の間の使用については、この規則による改正後の第 10 条から第 17 条まで、第 22 条、第 22 条の 2 及び第 1 号様式から第 9 号様式の(2)までの規定は適用せず、この規則による改正前の第 10 条から第 17 条まで、第 20 条、第 22 条、別表第 2、別表第 2 の 2 及び第 1 号様式から第 9 号様式の(2)までの規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日規則第 16 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 2 の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後の引取りに係る撤去自転車等の撤去及び保管に要した費用について適用し、同日前の引取りに係る撤去自転車等の撤去及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 5 月 31 日規則第 91 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日規則第 11 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。ただし、別表第 1 喜多見の項を削る改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 23 日規則第 113 号)

この規則は、平成 18 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 34 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第 11 条の規定により月ぎめの使用の承認を受けている者は、この規則による改正後の第 11 条の規定により定期の使用の承認を受けた者とみなす。

附 則(平成 21 年 3 月 9 日規則第 19 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 8 日規則第 94 号)

この規則は、平成 21 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 31 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日規則第 141 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区自転車条例施行規則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 4 日規則第 18 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 14 条の見出し、第 15 条、第 19 条の見出し及び同条第 1 項、第 26 条並びに第 33 条の改正規定並びに第 12 号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区自転車条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 12 条の規定は、施行日以後に区立自転車等駐車場(改正後の規則第 8 条に規定する区立自転車等駐車場をいう。以下同じ。)の定期使用(改正後の規則第 10 条に規定する定期使用をいう。以下同じ。)の承認を受ける者について適用し、施行日前に区立自転車等駐車場の定期使用の承認を受けた者については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 8 条関係)

区立自転車等駐車場の最寄りの駅	距離
池尻大橋	500 メートル
三軒茶屋	500 メートル
上町	500 メートル
経堂	500 メートル
駒沢大学	500 メートル
池ノ上	300 メートル
代田橋	300 メートル
下北沢	800 メートル
明大前	500 メートル
下高井戸	500 メートル
松原	300 メートル
桜上水	800 メートル
九品仏	500 メートル
等々力	500 メートル
尾山台	500 メートル
上野毛	800 メートル
用賀	500 メートル
二子玉川	800 メートル
桜新町	500 メートル
成城学園前	800 メートル
千歳船橋	500 メートル
芦花公園	300 メートル
千歳烏山	300 メートル
八幡山	500 メートル
自由が丘	400 メートル

追加〔平成 14 年規則 4 号〕、一部改正〔平成 14 年規則 47 号・84 号・15 年 85 号・17 年 16 号・18 年 11 号・113 号・21 年 19 号・94 号・23 年 31 号〕

別表第 2 (第 22 条の 2 関係)

名称	区分
世田谷区立烏山中央自転車等駐車場	自動二輪車(総排気量 0.250 リットル以下のものに限る。)

追加〔令和 2 年規則 18 号〕

別表第 3 (第 32 条関係)

自転車	3,000 円
原動機付自転車	4,000 円
普通自動二輪車で総排気量 0.250 リットル以下のもの	7,000 円
普通自動二輪車で総排気量 0.250 リットルを超えるもの及び大型自動二輪車	8,000 円

全部改正・一部改正〔令和2年規則18号〕
第1号様式から第9号様式の(2)まで 削除
削除〔平成16年規則83号〕
第10号様式(第24条関係)

大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

電話番号

下記のとおり設置
変更したので届けます。

記

1 施 設

用 途 地 域			
設 置 場 所	世田谷区	丁目	番 号
用 途	1 大規模店舗 2 金融機関 3 遊技場等 4 スポーツ施設 5 学習施設 6 混合用途		
建 築 延 面 積	m ²		
店 舗 面 積 又 は 施 設 面 積	店 舗 又 は 施 設 内 訳		m ²
			m ²
			m ²

2 自 転 車 等 駐 車 場

設 置 場 所	世田谷区	丁目	番 号
駐 車 場 面 積	m ²	収容台数	台
構 造	1 平置式 2 立体自走式 3 立体機械式		

3 営 業

営業開始予定日	年	月	日
---------	---	---	---

一部改正〔平成7年規則43号・14年47号〕

世田谷区長 あて

住所

会社名

代表者名

㊟

電話番号

下記のとおり、自転車等駐車場の工事を完了したので届け出ます。

記

1 自転車等駐車場

設置場所	
駐車場面積	m ²
収容台数	台
構造及び設備	

2 施設

確認申請受付	年 月 日	第 号
確 認	年 月 日	第 号
検 査	年 月 日	

3 完了年月日

自転車等駐車場設置 (変更) 完了日	年 月 日
--------------------	-------

4 検査

検査年月日	年 月 日
検査員氏名	㊟
立会人氏名	㊟

追加〔平成 14 年規則 47 号〕

番 号
年 月 日

措 置 命 令 書

あて

世田谷区長名 印

世田谷区自転車条例第 条の規定に違反しているので、同条例第36条の2の規定により、下記の措置を講ずるよう命じます。

記

1 措置の内容

2 措置の理由

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成 17 年規則 91 号〕、一部改正〔平成 27 年規則 141 号〕

第 12 号様式 削除

削除〔令和 2 年規則 18 号〕

第 13 号様式（第 28 条関係）

第 号	放置自転車等整理誘導員証
写 真	氏名 _____
	生年月日 _____ 年 月 日
	上記の者は、世田谷区自転車条例第40条に規定する放置 自転車等整理誘導員であることを証明する。
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
	世田谷区長名 印

全部改正〔平成 14 年規則 47 号〕

第 14 号様式（第 31 条関係）

返 還 申 請 書

世田谷区長 あて

次のとおり自転車等の返還を申請します。

申 請 日	年 月 日		
住 所			
氏 名		電 話 番 号	
所有者との関係			

全部改正〔平成7年規則43号〕、一部改正〔平成14年規則47号〕